

甲 第 2 1 号 議 案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山市情報公開条例の一部改正)

第1条 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「審査会」を「審査会の意見」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第16条を次のように改める。

(審査会への諮問等)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岡山市行政不服審査法施行条例(平成28年市条例第 号)第5条第1項に規定する岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)への諮問を経て当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同

法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第17条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続き」を「手続」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。

「第2節 審査会」を「第2節 審査会の意見」に改める。

第19条の見出しを「（意見）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する諮問事件」を「第16条の規定及び岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）第17条の規定により諮問された事件」に改め、同項を同条とする。

第20条から第22条までを次のように改める。

第20条から第22条まで 削除

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条及び第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見

を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

（岡山市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「岡山市情報公開条例第19条に規定する岡山市情報公開及び個人情報保護審査会」を「岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第 号）第5条第1項に規定する岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第17条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服の申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に、「当該不服申立てが」を「当該審査請求が」に、「又は当該不服申立て」を「又は当該審査請求」に改め、「速やかに」を削り、「当該不服申立てについての決定」を「当該審査請求についての裁決」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 開示、訂正等の決定等又は開示、訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用

しない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(岡山市行政手続条例の一部改正)

第3条 岡山市行政手続条例(平成9年市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第18条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第32条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

(岡山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 岡山市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第8条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第13条第1項中「場合においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市の主張の要旨

(4) 理由

(岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医師である嘱託員の項の次に次のように加える。

審理員の職務を行う嘱託員	40,000円以内		
--------------	-----------	--	--

別表第3中 「

医師である嘱託員

」 を 「

医師である嘱託員
審理員の職務を行う嘱託員

」 に改める。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(岡山市市税条例の一部改正)

第8条 岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(岡山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 岡山市情報公開条例第11条第1項の開示決定等（以下この項において「開示決

定等」という。)又は同条例第4条第1項の開示請求(以下この項において「開示請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の岡山市情報公開条例(以下「旧条例」という。)第20条第2項の規定により委嘱された岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、岡山市行政不服審査法施行条例(平成28年市条例第 号)第7条第1項の規定により岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第20条第2項の規定により委嘱された岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第21条第1項の規定により定められた岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、岡山市行政不服審査法施行条例第8条第2項の規定により会長として定められ、又は同条第4項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

4 附則第2条第1項の規定により、岡山市情報公開及び個人情報保護審査会がすべき行為又は岡山市情報公開及び個人情報保護審査会に対してすべき行為については、この条例の施行後は、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会がすべきものとし、又は岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に対してすべきものとする。

5 岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第1条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(岡山市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 岡山市個人情報保護条例第14条第1項の開示、訂正等の請求(以下この項において「開示請求」という。)に対する決定(以下この項において「開示決定等」という。)又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例によ

る。

- 2 前項の規定により，岡山市情報公開及び個人情報保護審査会がすべき行為又は岡山市情報公開及び個人情報保護審査会に対してすべき行為については，この条例の施行後は，岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会がすべきものとし，又は岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に対してすべきものとする。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い，審査会への諮問等について定めるとともに，所要の措置を講ずるため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市足守プラザ条例（平成9年市条例第45号）の項の次に次のように加える。

岡山市神崎緑地プラザ条例（平成10年市条例第21号）

別表に次のように加える。

岡山市山上エコ交流館条例（平成27年市条例第67号）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表岡山市足守プラザ条例（平成9年市条例第45号）の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市神崎緑地プラザ条例及び岡山市山上エコ交流館条例を適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市暴力団威力利用等禁止条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市暴力団威力利用等禁止条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市暴力団威力利用等禁止条例の一部を改正する条例

岡山市暴力団威力利用等禁止条例（平成24年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「同条第11項」を「同条第13項」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市行政不服審査法施行条例の制定について

岡山市行政不服審査法施行条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料の額)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手数料」という。）の額は、別表に定める額とする。

(法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定による手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、同条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書

面を提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会）

第5条 法第81条第1項の規定により本市に設置する機関の名称は、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会（以下「市審査会」という。）とする。

- 2 市審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）及び岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第6条 市審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第7条 委員は、市審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長等）

第8条 市審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、市審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 市審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 市審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 市審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(交付の求め)

第11条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第15条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第12条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額)

第13条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に定める額とする。

（法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定による手数料の減免）

第14条 市審査会は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を市審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第15条 審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（委任）

第16条 第5条から前条までに定めるもののほか、市審査会の運営に関し必要な事項は、会長が市審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	金 額
-----	-----

白黒	片面1枚につき10円
カラー	片面1枚につき50円

備考 写し又は記載書面を交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写し又は記載書面の枚数は、日本工業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市債権管理条例の制定について

岡山市債権管理条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市債権管理条例

(目的等)

第1条 この条例は、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

2 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）をいう。

(2) 強制徴収債権 債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(3) 非強制徴収債権 債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則等（規則又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）の定めるところにより、債権を適正に管理しなければ

ならない。

(台帳の整備)

第4条 市長等は、債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第5条 市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第6条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、第5条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長等は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 市長等は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第13条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債務につ

きその責任を免れたとき。

- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、当該相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。
- (3) 第7条に規定する強制執行等の措置又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない当該債権について、当該措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条の規定による徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間を経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除く。）。
- (6) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合において、相当の期間を経過しても弁済することができる見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平の確保及び円滑な行財政運営に資するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税について、岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(特例適用の範囲)

第2条 この条例は、地域再生法省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に

規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について適用する。

（税率の軽減）

第3条 前条の規定に該当する固定資産税の税率は、条例第38条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度（以下「対象年度」という。）分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.35、第3年度については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。

（税率の軽減の申請）

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を当該年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）
- (4) 対象年度
- (5) 事業の種類
- (6) 認定整備計画

(7) 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する機械及び装置，建物若しくは構築物の取得価額及び取得年月日並びにその敷地である土地の取得年月日

(8) 地方税法第383条の規定により市長に申告する償却資産申告書のうち，当該資産に係る部分の種類別明細書

(9) その他参考となるべき事項

2 市長は，前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは，当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第5条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず，若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み，若しくは妨げた者に対しては，第2条の規定は適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

1 この条例は，公布の日から施行し，平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 平成28年度に課する固定資産税に係る申請書の提出期限は，第4条第1項の規定にかかわらず，平成28年4月30日とする。

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い，地方活力向上地域における固定資産税の特例を定めるため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例（平成18年市条例第75号）の
一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、本条例の有効期限を延長するため、本
条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例（平成20年
市条例第71号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域並びに任務を定
める条例

第1条中「所管区域」の次に「並びに任務」を加える。

本則に次の2条を加える。

（任務）

第4条 区の事務所の任務は，次のとおりとする。

- (1) 区民に身近な行政サービスの提供
- (2) 区の特性をいかした地域の振興
- (3) 区域内の道路，河川，公園等の整備及び維持管理による生活環境の向上
- (4) 区域内における災害への対応

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所の任務について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表北区役所吉備地域センターの項中「岡山市北区庭瀬414番地」を「岡山市北区庭瀬416番地」に改める。

附 則

この条例は、平成28年5月23日から施行する。

提案理由

北区役所吉備地域センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び岡山市
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び岡山市軽費老人ホ
ームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定す
るものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び岡山市
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

(岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市
条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市
条例第78号）の一部を次のように改正する。

第13条第12項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第16条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を
「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を
「同条第25項」に改める。

第25条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第1条 岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第2条 岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例(平成24年市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第3条 岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
改正)

第4条 岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成26年市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市障害者差別解消支援地域協議会設置条例の制定について

岡山市障害者差別解消支援地域協議会設置条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者差別解消支援地域協議会設置条例

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、同項の規定に基づき、岡山市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する事務
- (2) その他障害を理由とする差別の解消のため市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第17条第1項に規定する関係機関の職員
- (2) 法第17条第2項各号に掲げる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、岡山市障害者差別解消支援地域協議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 岡山県ふぐ処理等規制条例（平成27年岡山県条例第57号。以下本号において「条例」という。）に基づく申請に対する審査

ア 条例第9条第1項の規定による登録 5, 580円

イ 条例第11条第3項において準用する条例第6条第2項の規定による登録証の書換え交付 3, 000円

ウ 条例第11条第3項において準用する条例第6条第3項の規定による登録証の再交付 3, 000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

岡山県ふぐ処理等規制条例の施行に伴い、ふぐ処理業の登録等の申請に対する審査手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の制定に
ついて

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

岡山市診療所における専属の薬剤師の配置基準に関する条例（平成24年市条例第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条第1項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定めるものとする。

（専属薬剤師の設置の基準）

第2条 法第18条の規定による専属の薬剤師の設置の基準は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所にこれを置くこととする。

（病院の人員の基準）

第3条 法第21条第1項に規定する人員の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）

(2) 看護師及び准看護師 療養病床，精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と，感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし，その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に，外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし，産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし，また，歯科，矯正歯科，小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては，1

(5) 診療放射線技師，事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては，病院の実状に応じた適当数

2 前項の入院患者，外来患者及び取扱処方箋の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規開設又は再開の場合は，推定数による。

3 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第43条の2に規定する病院については，第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と，同項第2号中「，精神病床及び結核病床」とあるのは「及び結核病床」と，「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

（病院の施設等の基準）

第4条 法第21条第1項第12号に規定する施設及びその構造設備の基準は，次に掲げるとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気，ガス若しくは薬品を用い，又はその他の方法により入院患者及び職員の被服，寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（療養病床に関する経過措置）

- 2 療養病床を有する病院であつて、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項の介護療養型医療施設（省令第52条第1項及び第3項に規定する病院であるものを除く。以下この条において「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下この条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを岡山県知事に届け出た場合には、当該病院の看護師等の員数の基準は、平成30年3月31日までの間は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔

外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
(精神病床に関する経過措置)

3 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第3条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による医療法の一部改正に伴い、病院及び診療所の人員及び施設等の基準について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市旅館業法施行条例（平成12年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号ア（イ）ただし書中「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）」を，「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずる等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

第40条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」とい
う。）」を「都道府県知事」に改める。

第55条第2項第1号、第61条第1号及び第103条第3号中「地方厚生局長等」を
「都道府県知事」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の第61条第1号の規定により地方厚生局長又は地方厚生
支局長がした指定は、改正後の第61条第1号の規定により都道府県知事がした指定と
みなす。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正
に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の表岡山市中山認定こども園の項の前に次のように加える。

岡山市岡南認定こども園 岡山市北区七日市西町1番14号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（岡山市立保育所条例の一部改正）

2 岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市岡南保育園の項を削る。

（岡山市立学校条例の一部改正）

3 岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立岡南幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市岡南認定こども園を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市浅越スポーツパーク条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市浅越スポーツパーク条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市浅越スポーツパーク条例の一部を改正する条例

岡山市浅越スポーツパーク条例（平成13年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) スポーツパークの使用の許可に関する業務

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

第2条の4 指定管理者は、指定が効力を有する間、第3条、第4条、第8条の2及び第11条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

第8条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第8条の2 スポーツパークでは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。

(2) その他市長が定めること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

浅越スポーツパークについて、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築審査会条例の一部を改正する条例

岡山市建築審査会条例（昭和43年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議事」の次に「，委員の任期」を加える。

第9条を第10条とし，第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条を同条第2項とし，同項の前に次の1項を加える。

会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「会長は」を「会長が」に改め，同条第2項中「一に」を「いずれかに」に，「すみやかに」を「速やかに」に改め，同条を第4条とし，第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは，当該委員は，後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会委員の任期について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の表岡山市北消防署の項中「岡山市北区東古松一丁目1番34号」を「岡山市北区鹿田町二丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市北消防署を移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）の一
部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「45年未満」を「50年以下」に改める。

第8条の2第1項第2号中「及び副分団長」を「，副分団長及び部長」に改め，同項第
3号中「部長，」を削る。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の入団資格年齢の上限及び部長の定年の年齢を改めるため，本条例の一部を改
正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の制定に
ついて

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条の規定に基づき、岡山市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成21年市人事委員会規則第21号）別表第4ウの表に規定する園長、園長代理、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭をいう。

(教職調整額の支給等)

第3条 教育職員には、その者の給料（岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号。以下「給与条例」という。）第2条の給料をいう。以下同じ。）の月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第5条において同じ。）については、給与条例第11条及び第12条の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

- (1) 給与条例(第6条の2, 第17条, 第18条及び第19条の規定に限る。)
- (2) 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)
- (3) 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第5号)
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年市条例第10号)

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 教育職員については、正規の勤務時間(岡山市職員の勤務時間, 休日及び休暇に関する条例(昭和36年市条例第48号)第2条及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い, 原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい, 休日等(給与条例第12条第3項に規定する休日等をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)を, 命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は, 次に掲げる事務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 園児の実習に関する業務
- (2) 幼稚園行事に関する業務
- (3) 教職員会議(教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成28年4月1日から施行する。

(岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年市条例第88号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受けていた給料月額」の次に「(教育職給料表(2)の給料表の適用

を受ける職員である者にあつては、当該給料月額に100分の96.16を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。））」を加える。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定に基づき、市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1第13項の表大集会室の項から保健室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第3講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第1研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第1研修室・ 実技室	1,230円	1,130円	1,130円	2,260円	2,770円	5,550円
第2研修室 (和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

附 則

この条例は、平成28年4月11日から施行する。

提案理由

岡山市立吉備公民館の建て替えに伴い、同公民館の室名及び使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例を廃止
する等の条例の制定について

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例を廃止する等の条
例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例を廃止
する等の条例

(岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例の廃止)

第1条 岡山市の農業委員会の選挙による委員の定数，選挙区等に関する条例（平成20
年市条例第27号）は，廃止する。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和33年市条例第37号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第9号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に，「関係人」を「関係
者」に改める。

(岡山市職員定数条例の一部改正)

第3条 岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例を廃止等しようとするものである。

甲 第 8 2 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第14条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第46条第12項中「「指定地域密着型サービス基準」という。）」の次に「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 3 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第60条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め，同条
中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山
市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平
成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条
の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え，「指定通所介
護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地
域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という）に，「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等
を」に，「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又
は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項
に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」と
いう）に，「規定は，当該指定通所介護事業所」を「規定は，当該指定通所介護事業所

等」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第104条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「当該指定通所介護事業所の」を「当該指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所が」を「当該指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「当該指定通所介護事業所として」を「当該指定通所介護事業所等として」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第60条の2中「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改め、同条第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 4 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第152条」を「－第152条」に，「・第162条」を「－第162条」に改める。

第96条第1号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という）に，「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という）に改め，同条第2号中「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という）に改め，「第104条第2項第1号」

の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所が」を「当該指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所として」を「指定通所介護事業所等として」に改める。

第97条中「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「第111条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通

いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第151条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所が」を「当該指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「当該指定通所介護事業所として」を「当該指定通所介護事業所等として」に改める。

第151条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第151条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通い

サービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数

並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「指定通所介護事業所が」を「指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所として」を「指定通所介護事業所等として」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第161条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居

宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 5 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針，人員並びに設備及び運営に関する

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第116条・第117条）

目次中 第2款 人員に関する基準（第118条・第119条）

第3款 設備に関する基準（第120条・第121条）

第4款 運営に関する基準（第122条—第133条）

る基準

を「第5節 削除」に改める。

」

第10条及び第87条第1項第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第102条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り，

同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

第104条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第107条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第116条から第133条まで 削除

第134条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「及び第136条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第136条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第142条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第184条中「，指定通所介護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第248条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「，指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護，

指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 6 号 議 案

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

「第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条の2）

第2節 人員に関する基準（第61条

第3節 設備に関する基準（第61条

第4節 運営に関する基準（第61条

目次中「第4章 認知症対応型通所介護」を

第5節 指定療養通所介護の事業の基

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第2款 人員に関する基準（第61

第3款 設備に関する基準（第61

第4款 運営に関する基準（第61

第4章 認知症対応型通所介護

の3・第61条の4)

の5)

の6－第61条の20)

本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準 に改める。

(第61条の21・第61条の22)

条の23・第61条の24)

条の25・第61条の26)

条の27－第61条の38)

」

第14条中「及び第69条」を「，第61条の6，第61条の28及び第61条の29」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに，当該指定地域密着型通所介

護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務

している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものでなければならない。
- 7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であつて、規則で定めるものとし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他

の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第24条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(8) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(管理者の責務)

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制

を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 第61条の9第1項第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第61条の13第1項に規定する勤務の体制等の記録

(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 法第40条に規定する介護給付及び第61条の7第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

(準用)

第61条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「運営規程」とあるのは「重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）

第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋、便所及び洗面設備を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 専用の部屋 6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との

密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

(6) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

2 指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする

者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 第61条の30第1項第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 次条において準用する第61条の13第1項に規定する勤務の体制等の記録

(9) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(10) 法第40条に規定する介護給付及び次条において準用する第61条の7第1項か

ら第3項（第3項第2号を除く。）までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

（準用）

第61条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第64条第3項中「（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を削る。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条第1項第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第3項を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第80条の2を削る。

第81条第2項第3号中「第76条第1項」を「次条において準用する第61条の13第1項」に改め、同項第7号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項第8号中「第70条第1項から第3項まで」を「次条において準用する第61条の7第1項から第3項まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に改め、「「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と」を加える。

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第4号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改め、同項第9号中「第76条第1項」を「第61条の13第1項」に改める。

第110条中「第74条、第76条及び第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第76条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第61条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、

「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条中「第74条，第79条」を「第61条の11，第61条の16，第61条の17第1項から第4項まで」に，「，第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に，「第74条中「指定認知症対応型通所介護事業所の管理者」」を「第61条の11中「指定地域密着型通所介護事業所の管理者」」に改め，「「第6章第4節」と」の次に「，第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と」を加え，「，第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と」を削る。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第2項第9号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条中「第74条，第78条，第79条，第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11，第61条の15，第61条の16，第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に，「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に改め，「「第7章第4節」と」の次に「，第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と」を加え，「，第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と，「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と」を削る。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第153条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第178条第2項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(9) 法第40条に規定する介護給付及び第158条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第179条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第191条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第203条第2項第10号中「第76条第1項」を「第61条の13第1項」に改め、同項第11号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「第74条、第76条、第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から」を「、第102条から第106条まで及び」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第76条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第61条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「第89条中」を「第61条の17第1項中

「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中」に改め、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から改正後の第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正後の第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第84号）の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 7 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部
改正)

第1条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第236条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「，指定地域密着
型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を
いう。）」を加え，同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「，指
定地域密着型通所介護（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に
関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）第61条の2に規定する指定
地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え，同条第4項第2号中「指定通所介

護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年市条例第16号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第99条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という）に，「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という）に，「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め，同条第9項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に，「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に，「第8項まで」を「第7項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第8項まで」に改める。

第101条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に，「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め，「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで」を加える。

（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

<p>第99条第1項第3号</p>	<p>指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）</p>	<p>法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者</p>
	<p>指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に</p>	<p>当該第1号通所事業</p>

	規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) の事業	
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第99条第9項	指定通所介護事業者等	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第8項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
第101条第5項	指定通所介護事業者等	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 8 号 議 案

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め，同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし，第1項を第3項とし，同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね6月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとと

もに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第42条第7項を削る。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の前に次の1号を加える。

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第8号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に改め、「「重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは

「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「運営状況」と」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業の運営に関する基準について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 9 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 2 月 2 4 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第12条の15中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第16条第1項中「520,000円」を「540,000円」に改め、同項第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同条第3項中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。